



山形県公報

平成17年5月31日(火)

号 外(35)

目 次

企業局関係

規 程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程..... 1

企業局関係

規 程

山形県企業管理規程第17号

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年5月31日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程(昭和29年2月県電気事業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「100分の180」を「100分の140」に、「100分の208」を「100分の160」に、「100分の160」を「100分の120」に、「100分の188」を「100分の140」に改める。

第7条第2項中「100分の180」を「100分の140」に、「100分の208」を「100分の160」に、「100分の160」を「100分の120」に改め、「100分の188」とあるのは「100分の75」とを削る。

第7条第3項中「100分の180」を「100分の140」に、「100分の200」を「100分の160」に、「100分の208」を「100分の160」に、「100分の218」を「100分の170」に改める。

附 則

- この規程は、平成17年6月1日から施行する。
- 平成17年に支給する期末手当に関するこの規程による改正後の山形県企業局職員の給与の支給に関する規程第7条の規定の適用については、同条第1項中「100分の140、」とあるのは「100分の160、」と、「100分の160」とあるのは「100分の184」と、「100分の120」とあるのは「100分の140」と、「100分の140を」とあるのは「100分の164を」とし、同条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の160」と、「100分の160」とあるのは「100分の184」と、「100分の120」とあるのは「100分の140」と、「とする」とあるのは「と」、「100分の164」とあるのは「100分の75」とする」とし、同条第3項中「100分の140」とあるのは「100分の160」と、「100分の160」と、「100分の160」とあるのは「100分の180」と、「100分の184」と、「100分の170」とあるのは「100分の194」とする。

平成17年5月31日印刷
平成17年5月31日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056